

## 兵

### 故障時はすぐに安全な場所に移動

兵庫県芦屋市の阪神高速道路湾岸線で追越車線に停止していたワゴン車に後続のワゴン車が追突し、追突した車を運転していた男性が死亡する事故がありました。警察によりますと、追突されたワゴン車は、故障が原因で停止していたとみられています。高速道路では、本線上に停止している車に後続車が追突する事故が後を絶ちません。ワゴン車がなぜ追越車線上に留まっていたのかわかりませんが、走行中に突然故障でエンジンが止まっても、車はすぐにその場に停止することはありません。以前、走行中に突然エンジンが止まってビックリしたことがあるのですが、そういうときでも車はある程度惰性で動きますので、その間に路側帯のほうに移動させた経験があります。都市高速道路では、路側帯が狭いのでそこに移動させても、追突されるリスクは残りますが、追越車線上に留まるよりも、はるかにリスクは低くなります。高速道路で本線上に停止すると、後続車に追突されるリスクが高まりますので、できるだけ路側帯など安全な場所に移動させるようにしてください。

## 埼

### 電動キックボードに注意

埼玉県川口市の狭い交差点を直進していた電動キックボードが、右折してきた車と衝突する様子がニュースで放映されていました。電動キックボードに乗る男性のヘルメットに付けられたカメラの映像なのですが、交差点に差しかけた瞬間に対向車が止まる様子もなく右折してきたものです。事故の原因は分かりませんが、右折したドライバーが電動キックボードを見て、自転車と同じスピードと判断して先に右折できると思ったのかもしれませんが。公道を走行できる電動キックボードは、スピードは自転車よりも速く、制動性能や旋回性能などはバイクよりも劣るなど、一般的には走行性能は自転車以上でバイク未満であると言われています。またタイヤが小径であるために、路面の凸凹や段差などに影響を受けやすく、立ち乗りのため重心が高く不安定な走行になりがちという一面があります。今まで、交通場面のなかで電動キックボードを目にする機会が少ないので、交差点を右折するときなどスピードを見誤らないようにしてください。電動キックボードを目にしたら、意外とスピードが出ていると思って慎重な運転を心がけましょう。



### 「あおり運転」は殺人罪に問われる

ニュースなどで大々的に報道されましたが、大阪府堺市の片側2車線道路を走行していた乗用車が、「あおり運転」を繰り返してバイクに衝突させて、バイクに乗っていた男性が亡くなる事故がありました。

交通事故で殺人容疑が適用されるのは珍しいと思いますが、車を運転している人なら、明らかにこのタイミングで割り込めば、後続車は避けられないだろうということはわかります。ですから、こういう運転をしている人は、事故が起こることを望んでいるわけではないが、もしそのような結果になった場合には、それならそれで構わないとする「未必の故意」を容認していると考えられます。そうすると、当然、車によって殺人行為をしたということも視野に入るといえます。「あおり運転」をするということは、状況によっては殺人罪に問われることがあるということ頭に入れ、絶対にあおり運転はしないでください。